

## 1 在宅チーム医療を担う人材の育成

- 在宅チーム医療の推進のための研修(在宅医療を担う職能別の研修)
- 多職種協働による在宅医療を担う人材育成(多職種協働によるサービス調整等の研修)

## 2 実施拠点となる基盤の整備

今後、医療計画に盛り込むことを検討している「在宅医療体制構築に関する指針(案)」に沿って、各地域で在宅医療(薬局も含む)、栄養ケア、介護の連携を図り、在宅医療・介護を推進。

- 在宅医療連携拠点事業(多職種協働による在宅医療連携体制の推進)
- 在宅医療提供拠点薬局整備事業(地域の在宅医療を提供する拠点薬局の整備)
- 栄養ケア活動支援整備事業(関係機関と連携した栄養ケア活動を行う取組の促進)
- 在宅サービス拠点の充実(複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応サービス及び訪問看護ステーションの普及)
- 低所得高齢者の住まい対策

## 3 個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援

### (1) サービスの充実・支援に向けた取組

- 国立高度専門医療研究センターを中心とした在宅医療推進のための研究事業  
(疾患の特性に応じた在宅医療の提供体制のあり方を含めた研究推進)
- 在宅医療推進のための医療機器承認促進事業(未承認医療機器に関するニーズ調査等)
- 在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業(在宅医療分野における看護業務の安全性を検証)

### (2) 個別の疾患等に対応した取組

- 在宅介護者への歯科口腔保健推進事業(歯科口腔保健の普及啓発のための口腔保健支援センター整備)
- 在宅緩和ケア地域連携事業(がん患者に対する地域連携における在宅緩和ケアの推進)
- 難病患者の在宅医療・在宅介護の充実・強化事業(ALS等の難病患者への包括的支援体制)
- HIV感染症・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業(エイズ患者等の在宅療養環境整備)
- 在宅での医療用麻薬使用推進モデル事業(地域単位での麻薬在庫管理システム等の開発)
- 薬物依存者の治療と社会復帰のための支援事業(依存者・家族への薬物乱用離脱支援)

# 国立高度専門医療研究センターを中心とした在宅医療推進のための研究事業

要望額 16億円

## ■背景

終末期ケアも含む生活の質を重視した医療として、在宅医療のニーズは高まっており、多岐にわたる疾患に即した医療体制整備のあり方を提示するとともに、在宅療養を含む医療・介護サービスのコストや質などについて、さらなるデータ収集が必要。

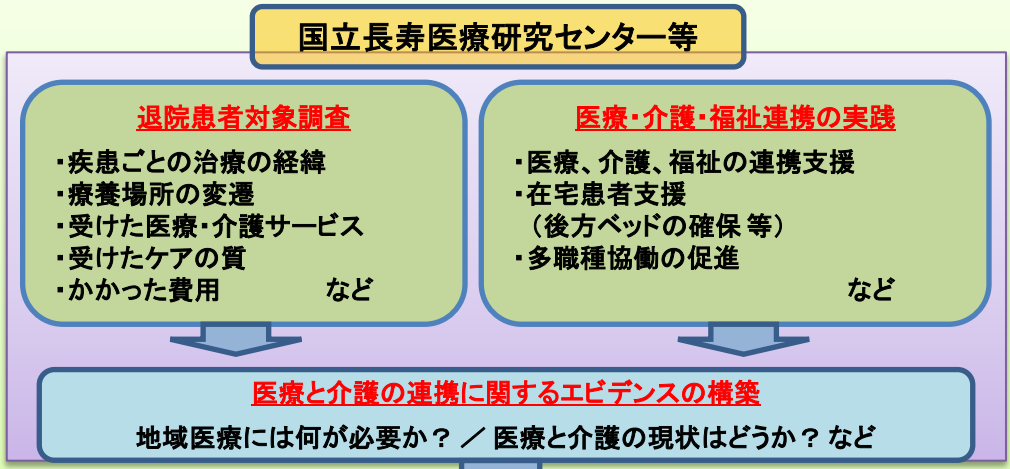
## ■事業内容

- 国立高度専門医療研究センターにおいて、各疾患の特性に応じた在宅医療等の医療提供体制の在り方を含めた研究を実施する。
  - ・在宅医療の対象となる患者や疾患は多岐にわたることから、各疾患について豊富な症例数を有する国立高度専門医療研究センターが、それぞれの特性に応じた在宅医療や終末期医療システム等について研究を実施する。
- 国立長寿医療研究センターと地域の医療機関が連携し、医療と介護の連携に関するエビデンスを構築する。
  - ・国立長寿医療研究センター等の入院患者の転帰を追跡する研究により、医療や介護サービスのコストや質（疾患毎の治療の経緯、療養場所の変遷、受けた医療・介護サービス、受けたケアの質、必要な費用）等について検証し、政策立案に資するエビデンスを構築する。
  - ・地域に根差した医療機関が、在宅医療を含めた地域における「医療・介護・福祉の連携」を模索し、問題点などを分析することで、医療・介護・福祉の連携について、あるべき姿を検証する。
- 国立長寿医療研究センターにおいて、在宅医療を支援するための先端機器の開発や、臨床応用を行うための基盤を整備する。
  - ・高齢者の長寿を支えるため、着用型移動介助ロボット、コミュニケーション介助ロボット、見守りロボットなど、移動補助や視覚、認知機能を支援する先端機器の開発や臨床応用のための基盤整備を行う。

### (事業イメージ)

**先端機器の開発や、臨床応用を行うための基盤整備**  
着用型移動介助ロボットなどの開発  
アルツハイマー病等の先制医療薬による革新的な予防法の確立

**各NCの特性に応じた在宅医療等の医療提供体制の在り方を研究**  
国立がん研究センター：がん患者  
国立循環器病研究センター：補助人工心臓装着患者  
国立精神・神経医療研究センター：神経難病患者  
国立成育医療研究センター：超重症児  
国立長寿医療研究センター：認知症等



政策立案・普及啓発へ

# 在宅医療推進のための 医療機器承認促進事業

要望額 0.14億円

在宅医療の充実に必要なニーズを改良・改善した医療機器の承認により具現化

在宅医療の関係者のニーズ把握

ニーズ実現施策の検討



承認!

在宅医療における医療スタッフ等からの  
在宅用医療機器に係るニーズアンケート調査

在宅医療機器に関する  
個別具体的なニーズ把握  
・停電時対応は？  
・高齢者に使いやすく  
・通信技術の活用は？

在宅医療施設等



地域医療支援病院  
老健・介護施設等



24時間地域巡回型  
訪問サービス  
(訪問看護を含む)



在宅支援診療所・薬局等

在宅医療機器のニーズ

検討会

(医療スタッフ、関係学会、医療機器業界等からの委員から構成。関係部局、PMDAと連携。)

- どのような改善・改良を行うべきか？
- 開発・審査にあたって必要なガイドライン？
- 具体的な開発企業への要請

現場への速やかなフィードバック

# 在宅医療推進のための 看護業務の安全性等検証事業

要望額 0.9億円

## 事業の目的

○ 患者・家族が希望する在宅医療を実現するため、専門的な臨床実践能力を有する看護師\*が医師の包括的指示を受け、看護業務を実施できる仕組みの構築に向け、業務の安全性や効果の検証を行う。

\*厚生労働省はチーム医療を推進し、患者の状況に的確に対応した医療を提供するため、これらの看護師(特定看護師(仮称))を認証することを検討。

## 内容

○ 特定看護師(仮称)候補者の従事する施設(厚生労働省が指定)から業務の実施状況等に関する情報の報告を受け業務の安全性等を検証。

看護業務の安全性等の検証

連携

特定看護師(仮称)候補者の従事施設

## 業務のイメージ

終末期患者



日常的に実施するケア

- ◆合併症の早期発見
- ◆感染徴候の観察
- ◆栄養管理
- ◆排泄・疼痛コントロール
- ◆褥瘡予防ケア
- ◆患者や家族の心理的ケア

医師の包括的指示の下、報告・連携し実施

全身症状の把握・評価  
・疼痛・苦痛症状の有無  
や程度の観察 等

緩和ケア計画作成・説明

多職種  
と連携

【在宅療養環境の調整】

家族間の意向等の調整

必要に応じた処置・治療の判断

苦痛の緩和

水分や栄養補給

【死因が想定可能な場合の対応】

死亡の確認

看取り後の処置

家族の悲しみに対するケア

## 効果

- (例)
- ・患者の状態や症状の経過の十分な理解による、適時・適切な処置→患者の苦痛を軽減
  - ・患者・家族の希望する在宅医療が実現可能となり在宅医療の推進

# ■在宅介護者への歯科口腔保健推進事業

要望額 4.6億円

## 【事業の目的】

- 高齢者や障害者の健康の保持・向上には、日常生活での歯科疾患の予防に向けた取組等による口腔の健康の保持(歯科口腔保健)が重要。特に在宅療養者の健康の保持・向上には、歯科口腔保健について、在宅療養者を介護する家族等(在宅介護者)の理解が必要である。
- 当事業では、平成23年8月10日に公布された「歯科口腔保健の推進に関する法律」を踏まえ、歯科口腔保健に関する知識等の普及に係る講習会等を口腔保健支援センターで実施し、歯科口腔保健について、在宅介護者の理解と意識の向上を図る。

## 【事業の内容】

- 在宅介護者に対する歯科口腔保健に関する知識等の普及に係る講習会等を実施するための基盤整備として、各都道府県に口腔保健支援センターを整備する。

### 口腔保健支援センター



- 既存建物の利用【改修整備】  
地方公共団体、歯科関係団体所有建物  
口腔保健センター(※)  
主な業務: 休日・夜間歯科診療、  
心身障害者歯科診療、臨床実習  
施設数: 321箇所  
(自治体140 歯科医師会151 その他30)

### 【在宅介護者向けの事業】

- ・歯科疾患の予防に関する講習会
- ・歯や口腔の健康保持に関する知識や情報等の普及に係る講習会 等

### 【効果】

- ・在宅介護者の歯や口腔の健康の保持に対する意識向上
- ・在宅患者の健康の維持・向上

### 【事業の実施計画】



(※ 口腔保健支援センター(50人規模の講習会スペース)の確保 138箇所)

24年度	・口腔保健支援センターの設置開始(47都道府県)
25年度	・口腔保健支援センターの設置 (34保健所設置市+13特別区)
26年度	・口腔保健支援センターの設置完了(34保健所設置市+10特別区)



# 歯科口腔保健の推進に関する法律(概要)

## 歯科口腔保健の推進に関する法律 (H23.8.10 公布)

- ・ 口腔の健康の保持が 国民が質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- ・ 国民の日常生活での歯科疾患予防に向けた取組みが口腔の健康の保持に極めて有効
- ・  <口腔の健康の保持(歯科口腔保健)の総合的な推進のため>
- ・ 基本理念、責務(国、地方公共団体、国民)、施策を規定
- ・ 
- ・ 国民保健の向上に寄与
- ・ 【施策】 1 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等 (法律第7条)
- ・ 2 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等 (法律第8条)
- ・ 3 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等 (法律第9条)
- ・ 4 歯科疾患の予防のための措置等 (法律第10条)
- ・ 5 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等 (法律第11条)
- ・ 施策実施のため、基本的事項の策定等を行うとともに口腔保健支援センターの設置が可能 (法律第15条)

## 口腔保健支援センター(法律第15条)

- ・ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は口腔保健支援センターを設けることができる。
- ・ 口腔保健支援センターは法律第7条から第11条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

# ■ 在宅緩和ケア地域連携事業

要望額 3.6億円

## 要望枠として要求する理由

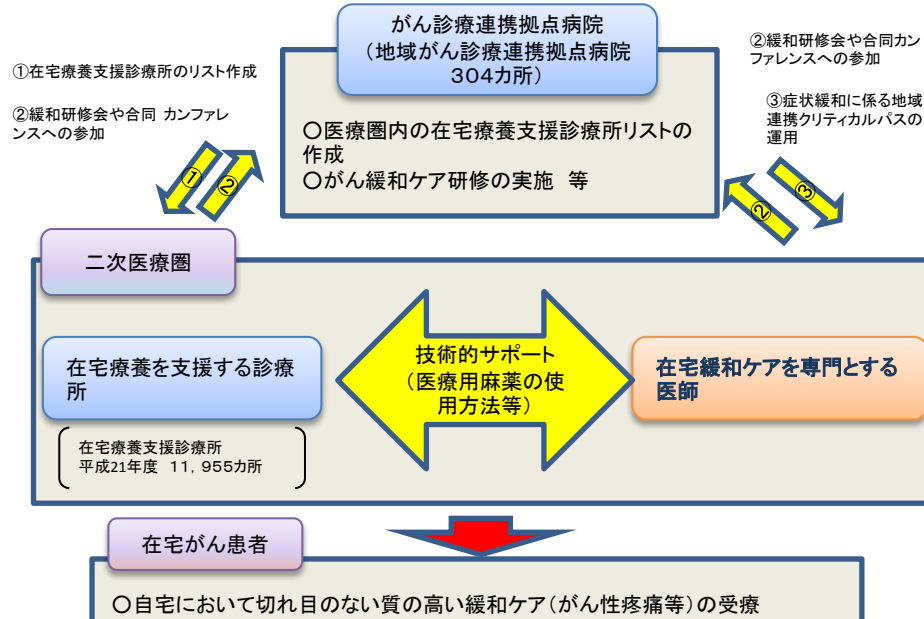
- 社会保障・税一体改革成案(平成23年7月1日閣議報告)において、医療・介護等の個別分野における改革項目として、地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図ることとされており、在宅医療の充実等もその一つとされていることから、**住み慣れた場で、安心して自分らしい生活を実現できる社会**を目指す。
- がん対策推進基本計画では「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を目標とされており、がん診療に携わる医療関係者に緩和ケアの研修等を実施してきたが、**いつでも、どこでも、切れ目のない質の高い緩和ケアを受けられることが大切である**ことから、がん患者に対し地域連携に基づく在宅緩和ケアを推進し、住み慣れた場で、患者の希望に応じた緩和ケアの提供体制を構築する。

## 背景と課題

- がん対策基本法は「がん患者の意向を十分尊重したがん医療提供体制の整備」を理念とし、がん対策推進基本計画に「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を目標としている。
  - このことから、**いつでも、どこでも、切れ目のない質の高い緩和ケアを受けられることが大切である**。
  - 痛みを伴う末期状態の**がん患者が希望する療養場所は、自宅が63%**となっている。
- ➡ 病院での治療を終え、がん患者自身が住み慣れた地域(自宅)での療養生活を希望する等のニーズに応じた医療を提供するため、**がん診療連携拠点病院と地域の診療機関が連携し、切れ目のない質の高い緩和ケアを提供**できる体制整備を図る必要がある。

## 事業内容

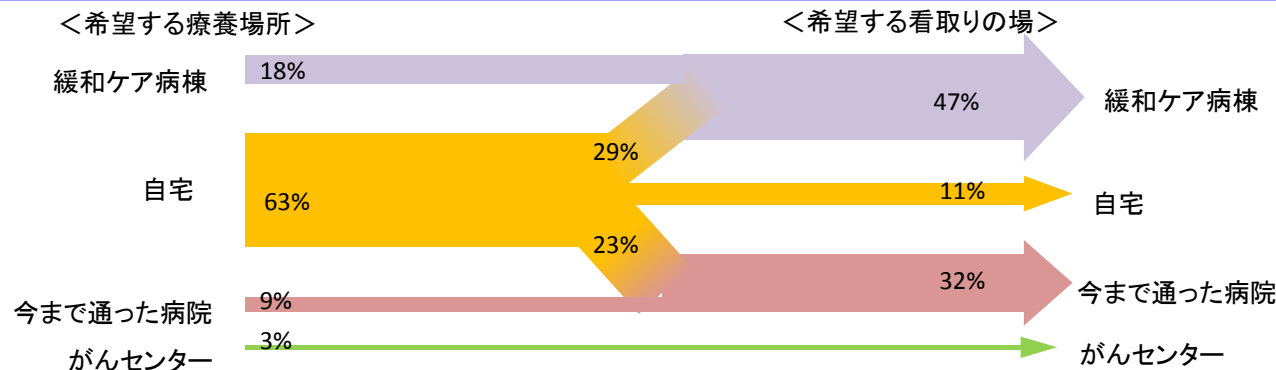
がん診療連携拠点病院において都道府県と連携し、二次医療圏内の在宅療養支援診療所の協力リストを作成し、医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所の医師に対し、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修を行う在宅緩和ケア地域連携体制を構築



# 患者が希望する療養場所について(希望する療養場所は変化する)

(参考資料)

「痛みを伴う末期状態(余命が半年以下)」の場合 一般集団2,527人(2008年)



死亡の場所別死亡率

	全死亡	悪性新生物
病院	78.4%	88.9%
診療所	2.4%	2.0%
在宅(内自宅)	16.7% (12.4%)	8.6% (7.4%)
その他	2.4%	0.4%

出典:平成21年人口動態統計

## 緩和ケアに対するがん患者の意識

- ・ホームドクター的、地域に根付いた医師が緩和ケアについて、ある程度の知識を持てるよう教育機関が働きかけてほしいと思う。
- ・医師の緩和ケアに関する意識にばらつきがあり、外来診療でもその心を持って接してほしい。
- ・医療用麻薬の適正使用や緩和ケアについて、知らない医師が多すぎる。
- ・麻薬の取扱に関することや誤解は医療者の方が強いと感じる。

# 日本におけるがん性疼痛治療(医療用麻薬の使用状況)

## ■医療用麻薬各国消費量の比較 <100万人1日あたりモルヒネ消費量換算(g)>

4 モルヒネ、フェンタニル、オキシコドンの合計 (100万人1日あたりモルヒネ消費量換算 (g))  
Morphine, fentanyl, and oxycodone in total (mophine equivalent g/day/a million population)

	2000-2002	2001-2003	2002-2004	2003-2005	2004-2006	2005-2009
オーストリア Austria	469.2	542.8	624.0	735.5	882.1	1,102.5
カナダ Canada	371.2	461.8	580.6	916.5	1,090.3	1,273.4
オーストラリア Australia	220.1	235.9	250.5	375.9	427.3	516.4
アメリカ USA	458.0	574.2	700.5	1,249.5	1,403.4	1,567.2
フランス France	271.6	301.7	326.1	378.5	460.1	558.1
イギリス UK	147.6	143.0	171.0	254.5	298.5	272.8
ドイツ Germany	338.5	405.6	551.3	732.4	1,088.7	1,343.7
日本 Japan	25.9	38.6	49.0	61.0	69.1	77.5
イタリア Italy	46.4	72.2	94.5	123.3	140.3	157.8
韓国 Korea	19.4	19.3	17.0	23.0	36.7	56.8

出典:国際麻薬統制委員会(INCB)報告 (国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービスより抜粋)

## ■麻薬施用者

- ・麻薬施用者とは、都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のために交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者です。
- ・申請資格:医師、歯科医師、獣医師
- ・必要な書類 申請書(その他の麻薬取扱者免許申請と共通の様式です。) 申請書の下段に記載する住所と氏名は、申請者本人の現住所及び氏名となりますのでご注意ください。  
診断書(精神障害、麻薬または覚せい剤の中毒について診断したもので、発行後1ヶ月以内のもの。) 医師、歯科医師、獣医師免許証(申請窓口での提示のみ)



# ■ 難病患者の在宅医療・在宅介護の充実・強化事業

要望額 1.5億円

## 事業目的

在宅での医療・介護を必要とする難病患者に対して、①日常生活支援、②災害時の緊急対応(搬送・受入体制)にも備えた包括的な支援体制をつくり、在宅医療・在宅介護に対して安心・安全な生活が営めるよう充実・強化を図る。

## 要望枠として要求する理由

社会保障・税一体改革成案に方向性が示されている、「Ⅱ医療・介護等の在宅医療等」のうち、在宅療養中の難病患者(全難病患者の約1/4)の特性に基づく事案や課題(人工呼吸器の不具合等により生命を脅かすような事態)について、本事業の実施を通じて社会保障の充実を図る。

現行の難病対策は難病医療費に係る自治体の超過負担、研究の対象疾患が限られている等多くの課題を抱えており、新たな難治性疾患対策の在り方チーム(厚生労働副大臣座長)等での検討を踏まえ、平成25年度を目途に制度見直し(研究、医療、福祉等)を行うこととしており、本事業を「制度見直しにつなげるための橋渡し」として、平成24年度から実施し、難病患者へのきめ細かい在宅医療の充実・強化を図る。

(なお、社会保障・税一体改革成案では難病対策について、「難病医療費の支援のあり方について引き続き制度横断的に検討」と記載)

## 事業内容

### 在宅難病患者への日常生活支援及び緊急時対応も可能とする包括的支援体制の構築

#### 1. 重症神経難病患者災害情報ネットワークの構築 (実施主体:日本神経学会)

→ALS等の重症神経難病患者が災害時に円滑に受入体制が分かるよう、専門医・専門病院間の情報ネットワークを構築。

#### 2. 難病患者を対象とする医療・介護従事者研修の支援 (実施主体:都道府県)

→特定疾患治療研究事業の対象疾患患者の受入促進のため、地域包括支援センター等の従事者研修会を実施。

#### 3. 在宅医療・在宅介護難病患者見守りシステムの構築(実施主体:都道府県)

→24時間難病患者を見守るシステムを検討。

#### 4. 都道府県難病相談・支援センター間のネットワーク支援 (実施主体:難病医学研究財団)

→難病に関する情報センターである「難病情報センター」と各県の難病相談・支援センターとをネットワークで結び越県等広域対応となった難病患者を支援する。

#### 5. 在宅医療・在宅介護難病患者データベースの構築(実施主体:都道府県)

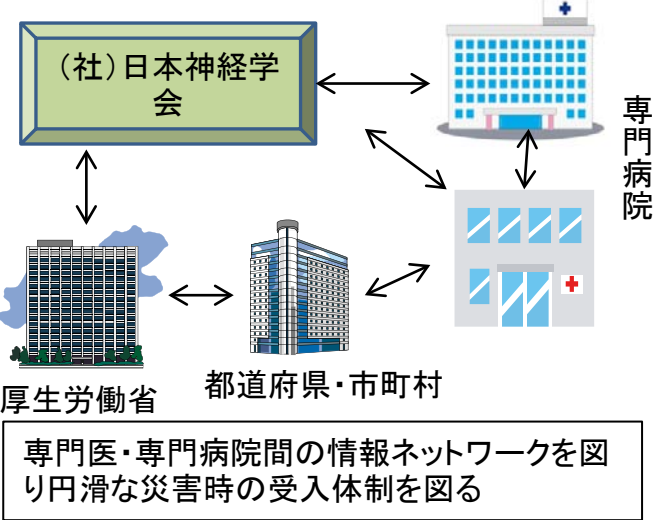
→特定疾患医療受給者証を持っている患者のうち、患者情報を登録することを承諾した者のみをデータベース化して、タブレットを配備して災害時等に迅速な対応を図る。

#### 6. 難病患者搬送用非常用バッテリー(燃料電池)の整備 (実施主体:都道府県)

→難病患者を緊急搬送する際に備え、都道府県に約3日間程度使用が可能な非常用バッテリーを拠点整備する。

# ○難病患者の在宅医療・在宅介護の充実・強化学業の概要について (参考資料)

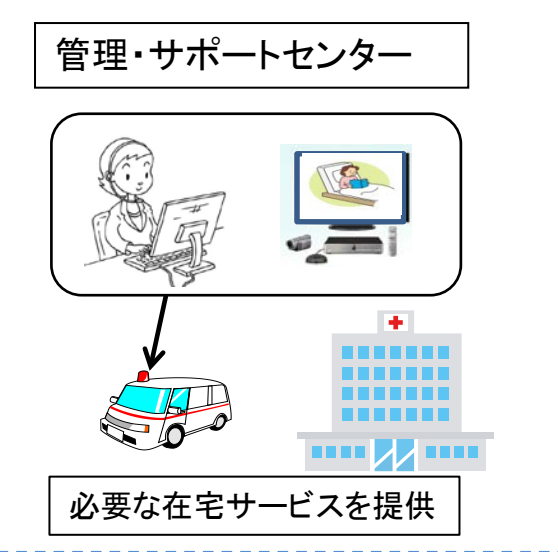
## 1. 重症神経難病患者災害情報ネットワークの構築



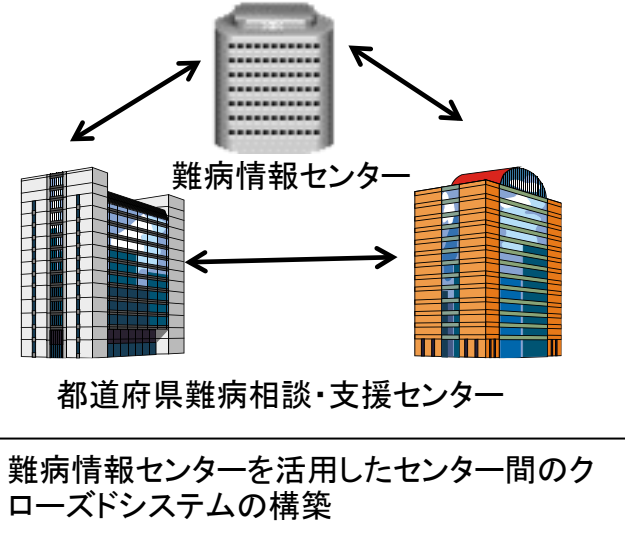
## 2. 難病患者を対象とする医療・介護従事者研修の支援



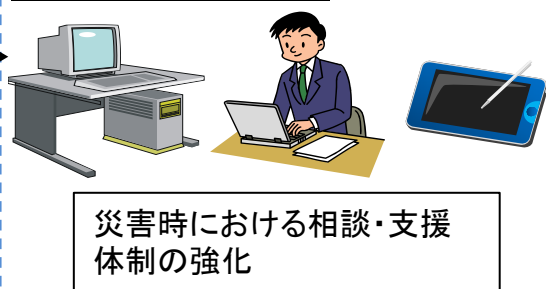
## 3. 在宅医療・在宅介護難病患者の見守りシステムの構築



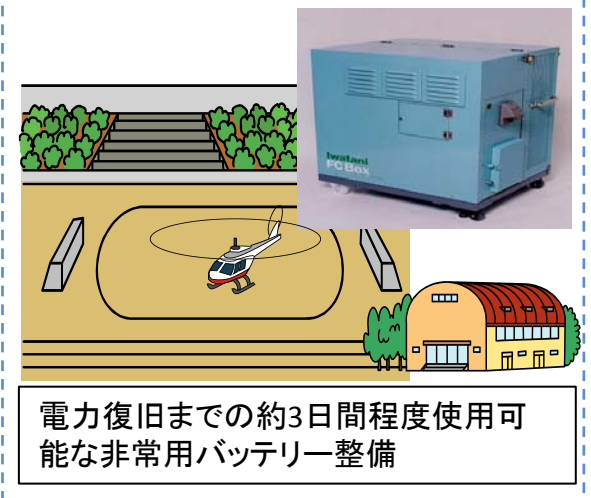
## 4. 都道府県難病相談・支援センター間のネットワーク支援



## 5. 在宅医療・在宅介護難病患者データベースの構築



## 6. 難病患者広域搬送用バッテリー(燃料電池)の整備



# HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

要望額 1.3億円

## 事業目的

○ HIV感染者・エイズ患者は、HIV治療の進歩により長期存命が可能となったため、新たに、高齢化に伴う慢性疾患や歯科の治療・介護等が必要になっているが、診療所や訪問介護事業所等のHIV医療知識・技術の不足やエイズに対する差別・偏見により、感染者・患者が在宅医療・介護を受けられない。

→ HIV感染者/エイズ患者の安心・安全社会の実現のために、感染者・患者に対する在宅医療・介護の環境整備が喫緊の課題

- (参考)
- ・HIV感染者／エイズ患者の累計報告(約2万件)のうち、入院患者は1～2%
  - ・エイズ患者に占める50歳以上の割合の推移  
平成3年(20年前):約8% → 平成8年(15年前):約20% → 平成22年(現在):約30%

## 要望枠として要求する理由

- 現在進められている「エイズ予防指針」(大臣告示)の見直しの中でも、在宅療養サービスの向上の重要性が指摘され、また、HIV訴訟原告団(薬害エイズ患者)からも、介護・在宅医療の体制整備や療養施設での差別・偏見の解消が強く要望されている。
- HIV在宅医療・介護は今日的課題であり、今後、更なる増大が見込まれるHIV在宅医療・介護に対応するため、在宅療養環境の整備に取り組むことが急務である。
- 社会保障・税一体改革成案に方向性が示されている、「Ⅱ医療と介護 在宅医療の充実」のうち、在宅HIV感染者・エイズ患者特有の事例や課題について、本事業の実施を通じて社会保障の充実を図る。

(参考)  
・従前のエイズ医療対策は、ACCや中核拠点病院等による急性期医療体制の構築に重点が置かれ、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備は図られていない状況である。

## 事業内容

### ① 実地研修事業

○ 訪問看護師や訪問介護員等を中核拠点病院に派遣し、実地研修を行う。

### ② 支援チーム派遣事業

○ 在宅療養・介護における対応困難な事例に対し、必要に応じて中核拠点病院から支援チーム(医師、看護師、相談員等)を派遣する。

### ③ HIV医療講習会

○ 訪問診療を行うかかりつけ医や、地域の歯科医に対する講習会の開催。

### ④ 療養・介護従事者等向けDVD作成

○ HIV/エイズの正しい知識や感染者へのケアにおける注意点の教育、差別・偏見解消を目的とする大臣によるメッセージ等を内容とするDVDを作成し、訪問看護事業所や老健施設等に配布する。

# ■在宅での医療用麻薬使用推進モデル事業

要望額 0.6億円

## 【目的】

在宅医療での疼痛緩和で用いられる麻薬について、薬局間での融通などを厳正な管理の下で円滑に行い、患者のニーズに合った薬物療法を遅滞なく提供できるよう、地域単位での在庫管理システムを活用したモデル事業を実施するとともに、在宅での医療用麻薬適正使用推進についての情報提供を行う。

## （事業イメージ）



### 【麻薬診療施設データ】

- ・名称 ・所在地 ・連絡先
- ・在宅診療の有無
- ・処方が見込まれる麻薬製品

### 【薬局(麻薬小売業者)データ】

- ・名称 ・所在地 ・連絡先
- ・麻薬在庫(品名・数量、随時更新)
- ・所属する譲渡許可グループ

## 【概要】

### ① 地域医療機関・薬局（麻薬小売業者）間 オンライン在庫管理システムの開発

地域の薬局における医療用麻薬在庫の有効活用及び適正管理を推進する観点から、地域医療機関・薬局が、薬局における医療用麻薬の在庫状況を共有するためのオンラインシステムを開発し、在宅がん疼痛緩和の進展、及び麻薬の適正管理を推進する。

### ② 医療機関、薬局等のネットワークを形成した 麻薬処方のモデル事業の実施

在宅患者に迅速かつ適切に医療用麻薬を提供するため、オンラインシステムを活用して地域医療機関からの麻薬処方せんの交付や薬局間の麻薬の融通を円滑に行うモデル事業を実施する。

### ③ 在宅での医療用麻薬提供推進に関する 情報提供

在宅における医療用麻薬の使用推進を図るためのパンフレット等の作成、及び医療関係者向けの情報提供を行う。



# ■薬物依存者の治療と社会復帰のための支援事業

要望額 0.6億円

**目的**  
 薬物依存者が円滑に社会復帰できるよう、国、都道府県、地域の関係者が連携して、継続した治療ができる環境づくりや生活支援を行うことにより、依存者の薬物乱用にかかる再犯を防止し、薬物乱用の根絶を図る。

- 概要**
- ①薬物乱用離脱治療・指導に係わる関係機関間の連携のためのモデル事業  
 国、都道府県、医療機関が連携して、プログラムに基づき、薬物乱用から離脱するための治療を行うモデル事業を実施する。
  - ②薬物依存者の家族間における情報交換・連携強化のためのネットワーク形成  
 薬物乱用防止に関するフォーラム等の開催や、ホームページの開設により、家族同士の情報交換を推進する。
  - ③相談機関における社会復帰支援・指導マニュアルの整備  
 薬物依存者の社会復帰支援・指導マニュアルを作成し、都道府県の薬物に関する相談機関等に整備する。

(事業イメージ)

